

【4月分以降の計算例】

○手続きが必要な方①に該当する方の場合

3月分まで

高3	高1	中2
第1子	第2子	第3子
10,000円	10,000円	30,000円

高校卒業後も、監護相当
(注1)であり、生計費を
負担(注2)される場合

4月分以降 (手続き必要)

大1	高2	中3
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	30,000円

高校卒業後は自立される
場合や、期限内に手続き
されなかった場合

4月分以降

大1	高2	中3
—	第1子	第2子
—	10,000円	10,000円

○手続きが必要な方②に該当する方の場合

3月分まで

専門2	高1	中2
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	30,000円

卒業後も、監護相当で
あり、生計費を負担さ
れる場合

4月分以降 (手続き必要)

就労	高2	中3
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	30,000円

卒業後は自立される場合
や、期限内に手続きされ
なかった場合

4月分以降

就労	高2	中3
—	第1子	第2子
—	10,000円	10,000円

注1 監護相当

…お子さんと同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている、または別居しているが定期的な連絡・面会等をしている、そのほかこれらに相当する監護状態であること。

注2 生計費の負担

…生活費(食費・家賃等)や学費などを負担している、そのほかこれらに相当する経済的負担をしている状況のこと。(真正性を証明する書類の提出を求める場合があります)

《記入上の注意》

- ・卒業後の予定が未定の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」中の「職業」は「その他」を選択してください。
- ・「手続きが必要な方」のどちらも当てはまる方には「監護相当・生計費の負担についての確認書」がそれぞれ同封されていますので、お手数ですが、それぞれ記入いただきますようお願いいたします。